

3

2026

# 人事・労務に役立つ NEWS LETTER

## 月刊くろうど

2026年 3月号

March No. 106

### もくじ

子ども・子育て支援金制度のリーフレットなどを公表（こども家庭庁）	・・・2.3
在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」を改定 令和8年4月	・・・4
問診を活用した女性の健康管理支援実施 マニュアルなどを公表	・・・5
マッチング拠出における加入者掛金の額の制限を撤廃（令和8年4月～）	・・・6
協会けんぽから新しい健診についてお知らせ←協会けんぽ加入事業所向け	・・・7
人事労務の統計指標	・・・8,9
日本100名城に行こう vol.15 ～高遠城 / 小諸城～	・・・10
ゆんたくひんたく	・・・11
営業日のお知らせなど	・・・12



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067

広島県福山市西町二丁目 8-27

ポートビル 4F

TEL:084-983-1198

FAX:084-983-1197

e-mail:info@kuroudo-sr.com

<https://www.kuroudo-sr.com>

# 子ども・子育て支援金制度のリーフレットなどを公表(こども家庭庁)

子ども・子育て支援金制度による「子ども・子育て支援金」の徴収が、令和8年4月から（給与天引きはその翌月から）スタートします。

こども家庭庁から公表された事業主向けリーフレットを確認しておきましょう。



## 子ども・子育て支援金制度／ 事業主向けリーフレット

このリーフレットにはQ&Aも掲載されており、そのなかには、次のようなものもあります。

Q 給与明細で分けて記載しないといけないの？

A 保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務ではありませんが、本制度が社会全体で子どもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細にその内訳を記載する取組についてご理解・ご協力をお願いします。

給与明細に、保険料額の内訳として支援金額を示すか否かについては、上記の見解を念頭に置きつつ、各企業の実情に応じて対応すれば差し支えないでしょう。

たとえば、協会けんぽに加入し、保険料額表を用いて保険料を計算している企業においては、今後公表される保険料額表の表記の仕方も考慮して、給与明細の記載内容を取り決めればよいと思います。

なお、こども家庭庁から、上記の事業主向けのリーフレットのほか、ポスターや加入者向けのリーフレットも公表されています。

子ども・子育て支援金は、民間企業にお勤めの方にとっては、健康保険の保険料と合わせて徴収されます（労使で折半負担）。企業としては、従業員の方にも理解してもらう必要があるため、次ページのポスターを事業所の見やすい場所に掲示しておくなど、周知を図っておくとよいかもしれません。

リーフレットやポスターが必要であれば、気軽にお声掛けください。  
そのURLなどをお伝えします。



(次ページへ続く)

子ども・子育て支援金制度／事業主向けリーフレット（抜粋）

## 子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

令和8年4月保険料(5月に給与天引き)より支援金を拠出いただきます。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金に係る保険料率(支援金率)は0.23%です。

※ 支援金額(月額)は、標準報酬月額×支援金率になります。  
 ※ 基本的に支援金額の半分を企業のみなさまに拠出いただきます。  
 ※ 賞与からも支援金を拠出いただきます(標準賞与×支援金率)。

---

**もっと知りたい! 子ども・子育て支援金制度 Q&A**

**Q 「子ども・子育て支援金制度」って?**

**A** 全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子ども

**Q 給与明細で分けて記載しないといけないの?**

**A** 保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令

子ども・子育て支援金制度／広報用ポスター（こども家庭庁）

▼一部拡大

**Q 「子ども・子育て支援金制度」って?**

**A** 全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、上記6つの子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

**Q いつから始まるの?**

**A** 令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが、実際の徴収開始時期は加入する医療保険制度によって異なります。

**Q 支援金っていくらなの?**

**A** 令和8年度の個人や世帯の支援金額(平均月額)の試算は次のとおりです。実際の額は加入する医療保険制度や所得等により異なります。

健保組合: 被保険者一人当たり約550円  
 国民健康保険: 一世帯当たり約300円  
 後期高齢者医療制度: 被保険者一人当たり約200円

# 在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」を改定 令和8年4月から

厚生労働省から、令和8年度の年金額改定についてお知らせがありました。令和8年度の年金額は、法律の規定に基づき、国民年金（基礎年金）は1.9%の引き上げ、厚生年金保険（報酬比例部分）は2.0%引き上げられます。

また、在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」についても、名目賃金の変動に応じて改定が行われます。

ここでは、在職老齢年金に着目してお伝えします。



## 在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」の改定（令和8年4月～）

「支給停止調整額」は、令和7年の年金制度改正により法定の額の引き上げ（48万円→62万円）が行われ、これに名目賃金の変動に応じた改定が適用され、令和7年度の51万円から、令和8年度は「65万円」に大幅に引き上げられることになりました。

### ～令和8（2026）年3月

賃金（賞与込み月収）+ 年金の月額が、

- ・「51万円」超えないとき → 年金の減額なし
- ・「51万円」超えるとき → 年金の減額あり（超える額の2分の1を支給停止）

### 令和8（2026）年4月～

賃金（賞与込み月収）+ 年金の月額が、

- ・「65万円」超えないとき → 年金の減額なし
- ・「65万円」超えるとき → 年金の減額あり（超える額の2分の1を支給停止）

〈補足〉上記の減額（支給停止）の仕組みは、令和4年4月施行の改正で、60歳台前半の在職老齢年金と60歳台後半・70歳以上の在職老齢年金に共通のものとなっています。

### ◆ イメージ図／厚生労働省の資料を一部修正 ◆



# 問診を活用した女性の健康管理支援実施 マニュアルなどを公表(厚労省)

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討のなかで、問診票に女性特有の健康課題（月経困難症、月経前症候群、更年期障害等）に係る質問を追加することが適当とされ、厚生労働省において、望ましい対応等を示したマニュアルを作成することとされました。

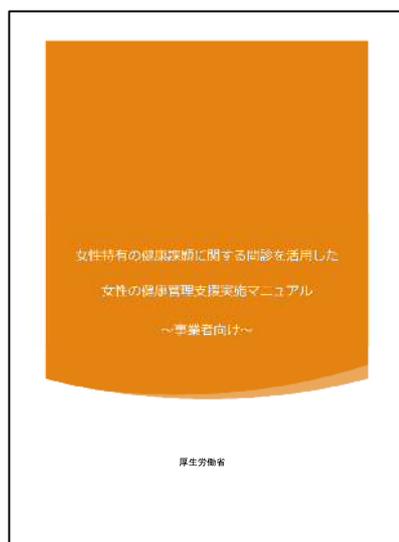
そのマニュアルが公表されたので、そのうち事業者向けのものを紹介します。

女性の健康問診は、事業者に義務付けられるものではありませんが、問診の結果を活用し、女性の健康管理支援を実施することは、人材の確保、生産性の向上などにつながります。

マニュアルをご覧になりたいときは、気軽にお声掛けください。



## 「女性特有の健康課題に関する問診を活用した 女性の健康管理支援実施マニュアル」の意義など



このマニュアルは、一般健康診断の機会を活用して、女性特有の健康課題により職場で困っている労働者に対し、事業者が対応すべき内容、望ましい職場環境改善の取り組みや参考情報をとりまとめたものとなっています。

### 【女性の健康問診の位置づけ】

女性の健康問診は、業務との直接的な関連性や作業関連疾患としての位置づけが限定的であるため、事業者に義務付けられているものではありません。

その目的は、女性自身の健康状態への気づきを促し、必要に応じて労働者が医療機関へアクセスできるよう支援することにあります。

⑨ 女性の健康問診の主体（労働者に対する直接的な介入者）は健康診断実施機関（以下「健診機関」という）であり事業者ではありません。別途作成された「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル」に基づき、健診機関が、女性の健康問診を実施し、健康課題により困ることがあると回答した労働者に対し、女性特有の健康課題に関する情報提供や専門医への早期受診勧奨を行うこととされています。

なお、その回答内容は、個人情報保護の観点から、本人の同意なく事業者に提供されることはないこととされています。

# マッチング拠出における加入者掛金の額の制限を撤廃(令和8年4月～)

企業型の確定拠出年金（企業型DC）の加入者については、事業主の拠出に上乗せして加入者掛金を拠出すること（マッチング拠出）が可能ですが、マッチング拠出における加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超えてはならないという制限が設けられています。

この制限が、確定拠出年金法の改正により、撤廃されることになりました（施行期日は、令和8年4月1日）。



企業型DCを導入している企業・加入者の方々にとっては重要な改正といえます。

令和8年4月からは、事業主掛金の額によらずに、加入者がそれぞれの状況に応じて拠出限度額の枠（企業型DCの場合、現在月額5.5万円〔令和8年12月からは月額6.2万円〕）を十分に活用することができるようになります。……

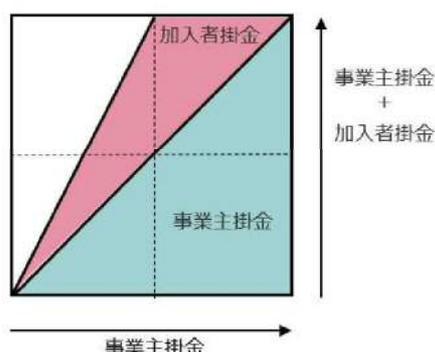
「当該拠出限度額－事業主掛金額」を上限に、加入者が拠出することが可能に。

厚生労働省からは、今回の制限撤廃に係る事務の取扱いに関する参考資料なども公表されていますので、必要であればお声掛けください。そのURLなどをお伝えします。

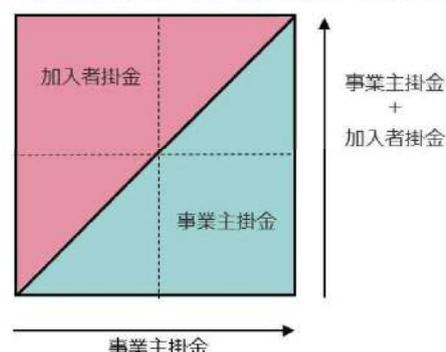


## マッチング拠出における加入者掛金の額の制限撤廃 (令和8年4月1日施行) の概要

【改正前】 加入者掛金は事業主掛金を超えられない制限がありました。



【改正後】 事業主掛金の額によらずに、加入者がそれぞれの状況に応じて拠出限度額の枠を活用し老後の資産所得の確保が可能になりました。



# 協会けんぽから、新しい健診について お知らせ ←協会けんぽ加入事業所向け

令和8年度から、協会けんぽの健診（健康診断）が、さらに手厚く、新しくなるということです。

そのポイントを確認しておきましょう。



協会けんぽでは、従業員の皆さまに、健診の受診に関する積極的な声かけをするように呼びかけています。

社内の回覧や掲示、配布などに活用できるリーフレットやポスターも公表されていますので、必要であればお声掛けください。協会けんぽの専用ページのURLなどをお伝えします。

令和8年度 協会けんぽの健診がさらに手厚く、新しく！／3つのポイント

健康づくりに  
新たなピース!

健診体系の見直し**3**つのポイント

健診をもっと手厚く、多くの方へ!  
**新しい健診が始まります。**  
※被保険者が対象

**1** **35**歳以上の方は  
人間ドック健診に  
最高**25,000**円の  
補助!

**2** **35**歳以上の方に加え  
**20、25、30**歳の方も  
生活習慣病予防健診  
の対象に!

**3** **40**歳以上の女性に  
骨粗しょう症検診を  
開始!

さらに詳しく +

さらに詳しく +

さらに詳しく +

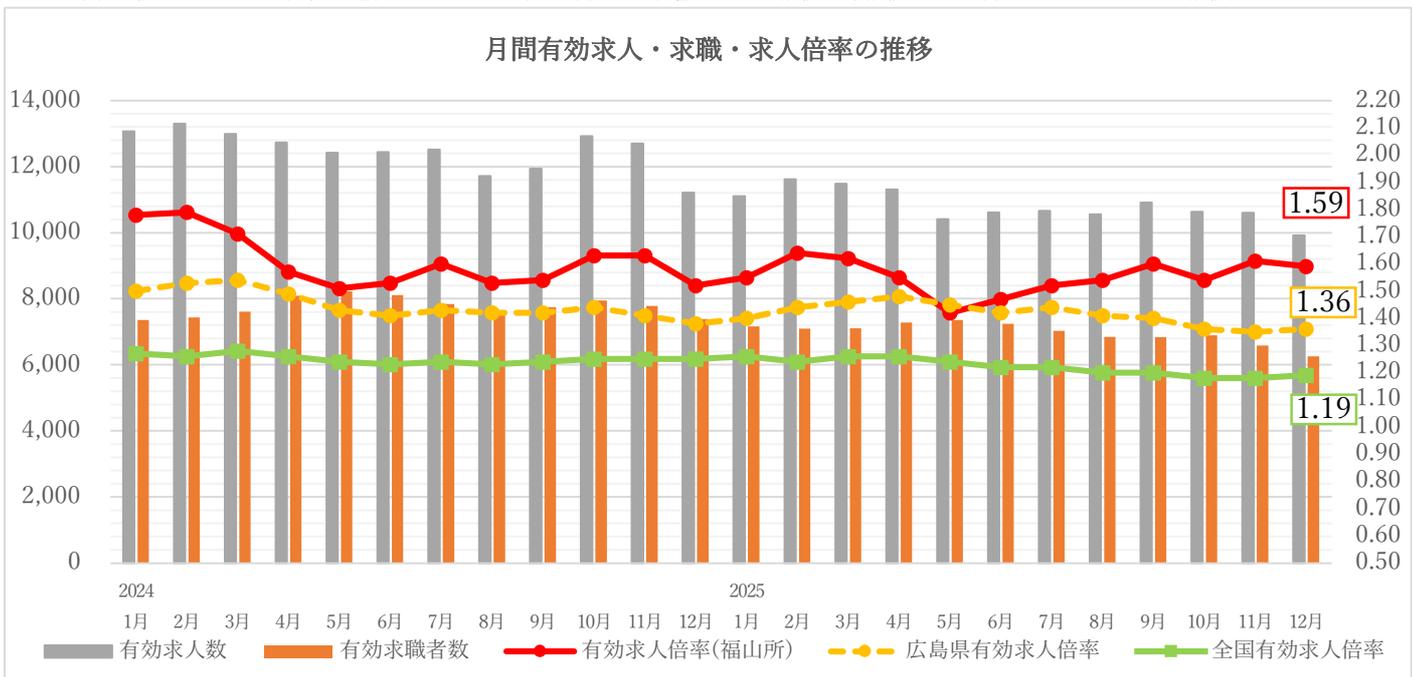
〈補足〉さらに、令和9年度からは、これらの健診がすべて被扶養者も対象となるということです。

# 人事労務の統計指標

## 労働関係指標 (2025年12月)

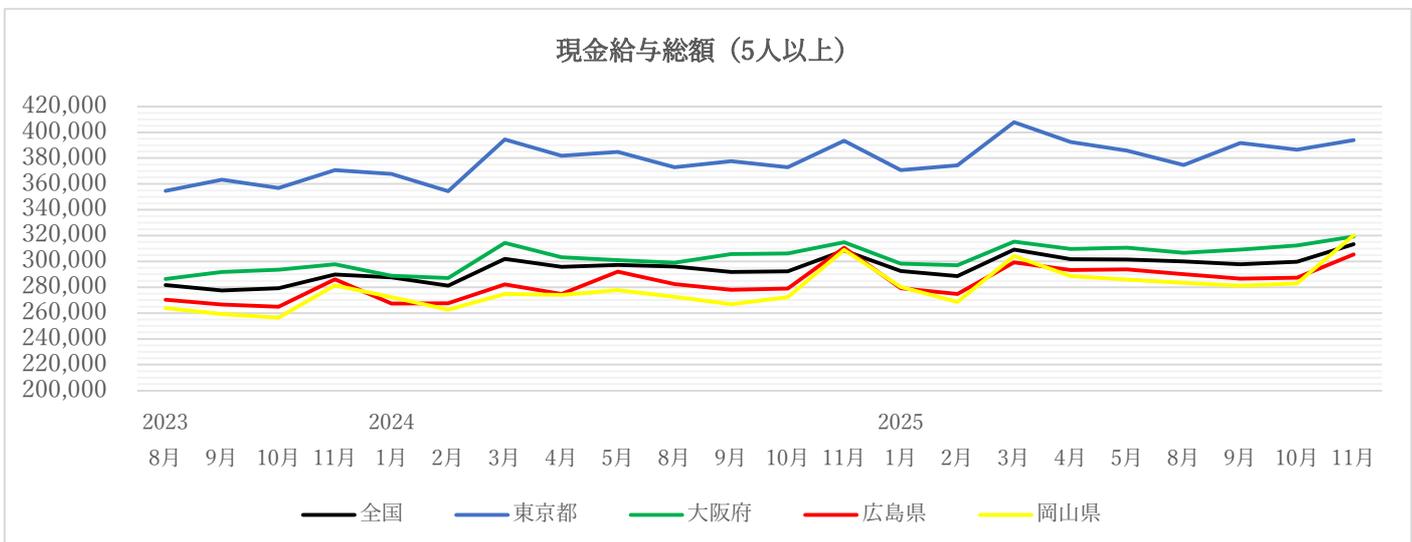
有効求人倍率 (季節調整値※)	全国	1.19倍	全国	2,264,534人	全国	1,769,272人
	広島県	1.36倍	有効求人人数	広島県 57,029人	有効求職者数	広島県 42,076人
	福山市	1.59倍	福山市	9,919人	福山市	6,253人

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）



## 定期給与 現金給与総額 (2025年11月)

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
313,531円	394,093円	319,501円	305,494円	320,277円

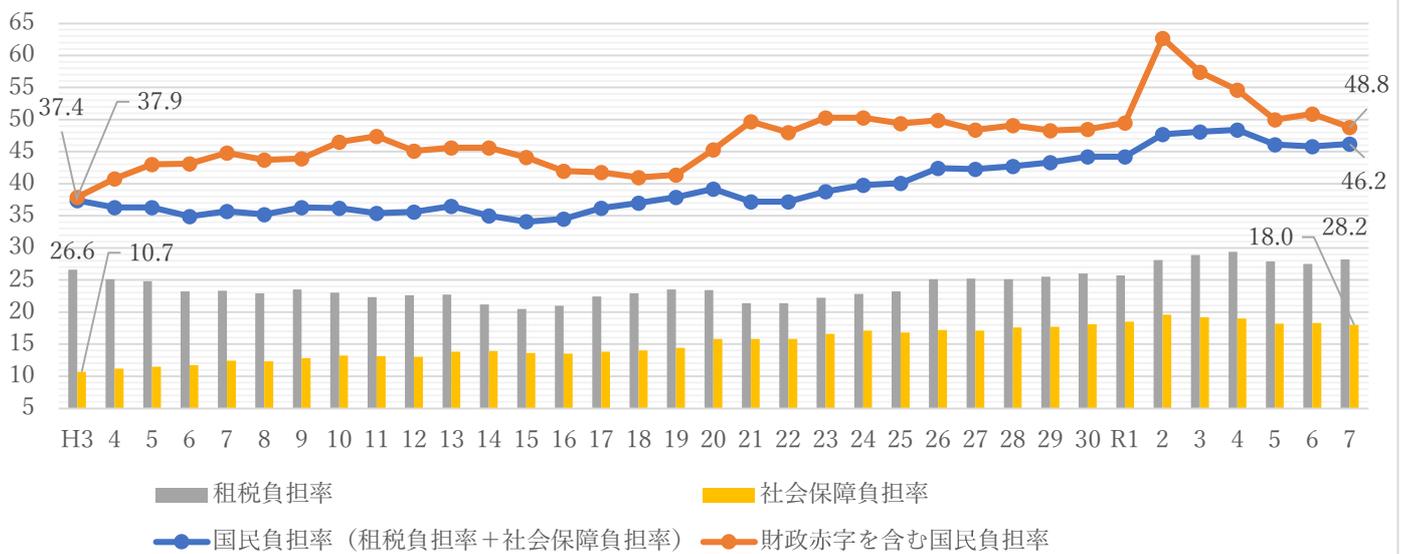


参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

# 人事労務の統計指標

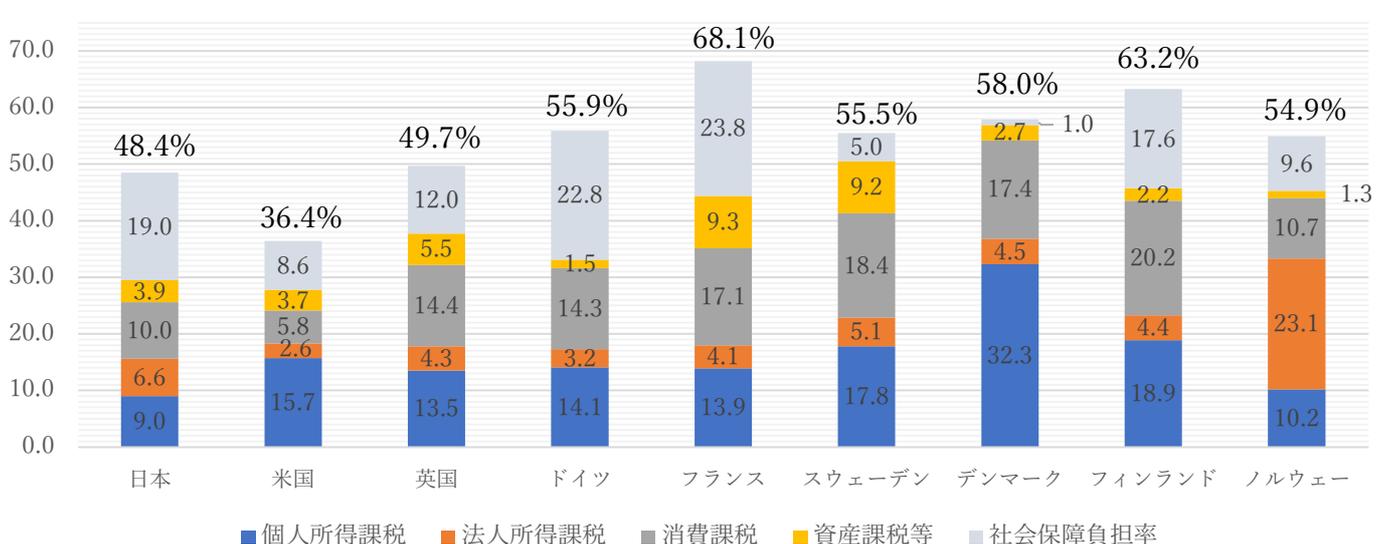
国民負担率：租税負担及び社会保障負担を合わせた義務的な公的負担の国民所得に対する比率  
 財政赤字を含む国民負担率：国民負担率に将来世代の潜在的な負担として財政赤字を加えたもの

国民負担率の推移



- (注) 1. 令和5年度までは実績、令和6年度は実績見込み、令和7年度は見通しである。
- 2. 財政赤字の計数は、国及び地方の財政収支の赤字であり、一時的な特殊要因を除いた数値。
- 3. 平成6年度以降は08SNA、昭和55年度以降は93SNAに基づく計数(租税負担の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる)

諸外国における国民負担率(対国民所得)の内訳の比較 ※2022年



参考：負担率に関する資料：財務省 (mof.go.jp)他

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/condition/a04.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a04.htm)

# 日本100名城に行こう vol.15

## ～高遠城 / 小諸城～

### 【#30 高遠城（長野県伊那市）】

- ① 天守 : なし
- ② 城区分 : 平山城
- ③ 築城年 : 不明
- ④ 築城者 : 不明、武田信玄
- ⑤ 主な遺構  
本丸/二の丸/空堀など

今回の名城訪問は高遠城です。  
高遠藩 3 万 3 千石の藩庁として明治維新を迎えた名城です。

高遠城は、武田氏にとって南信濃の支配、対織田・徳川の軍事拠点としての役割を担う重要な名城でした。城主は武田氏一門がつとめるなど縁も深く、武田氏最後の当主の誕生、信玄の父・信虎の死去は、いずれも高遠城でのことです。

1582 年 3 月、甲州征伐による武田氏最後の組織戦が高遠で繰り広げられます。織田軍 3 万に対し、武田守備隊は 3 千。城主・仁科五郎盛信の奮戦むなしく守備隊は玉砕、城は落城します。高遠町では、今でも敬慕する城主を「五郎さん」と親しみを込めて呼んでいるそうです。



### 【#28 小諸城（長野県小諸市）】

- ① 天守 : なし
- ② 城区分 : 平山城
- ③ 築城年 : 1554 年
- ④ 築城者 : 武田信玄、仙石秀久
- ⑤ 主な遺構  
大手門/天守台/石垣ど

今回の名城訪問は小諸城です。  
小諸藩 1 万 5 千石の藩庁として明治維新を迎えた名城です。

今に残る小諸城郭の基本形は、武田信玄が領有して縄張を拡充したことに始まります。武田氏の滅亡後は、漫画『センゴク』の主人公・仙石権兵衛秀久が入城し、三重の天守を建造しますが、惜しくも落雷で消失してしまいました。

ハイライトは第二次上田合戦です。1600 年、小諸城を本陣とする、後の二代将軍・秀忠が率いる徳川軍と上田城を本陣とする真田軍が激突。徳川軍は敗北します。その結果、秀忠は関ヶ原の戦いに「世紀の大遅参」。戦下手な武将というレッテルを貼られることとなりました。



## ゆんたくひんたく

3月に入り、じんじんと春の訪れを感じるようになってきました。今年の冬はインフルエンザが大流行しました。子どもたちが通っている子ども園も例に漏れず大流行、生まれて初めて息子もインフルエンザに感染しました。

みなさまは大丈夫でしたでしょうか。

先日、乳酸菌で有名な会社の工場見学に行ってきました。以前から行ってみたいのですがなかなか予約が取れなかったのですが、予約ができたことを伝えると子どもたちも大喜びです。

実際に参加してみると、子供から大人まで楽しめる見学内容となっており人気があるのも納得です。ビデオ上映や遊びながら学べる展示物などを通じて、作り手から専門的な内容までさまざまな情報が子供にも分かりやすく紹介されていました。

その工場で作られた製品の試飲をしながら、ビデオで会社概要や商品の説明を聞いたあと、生産工程の見学がスタートです。専門のスタッフの方から詳しい説明を受けながら、ラベルが貼られているところや容器に飲料が入れられるところなど実際の製造ラインを見学することができ、とても貴重な体験でした。出口ではおすすめの商品を購入することができ、大満足で帰路につきました。

乳酸菌飲料は毎日継続して飲むことが推奨されており、健康管理のため我が家では冷蔵庫に必ずストックしています。

みなさまの健康管理のためにしていることがあればぜひおしえてください。

(田部)

## 営業日のお知らせなど

2026  
3 March



Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

赤文字の日、及び青文字の日は休みとさせていただきます。

お仕事  
カレンダー  
3月

- 3/10 ● 2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 3/16 ● 2025年分の所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の確定申告期限
- 3/31 ● 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付  
● 1月決算法人の確定申告と納税・7月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）

